



金 沢 市 公 報

号外第10号の2

平成29年(2017年)6月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 (予 防 課)	1
●規 則		●公営企業管理規程	
○金沢市高年齢者雇用奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則 (労働政策課)	1	○金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	2

規 則

金沢市高年齢者雇用奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月27日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

金沢市高年齢者雇用奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則

金沢市高年齢者雇用奨励金の交付に関する規則(昭和53年規則第59号)の一部を次のように改正する。

第3条中「特定就職困難者雇用開発助成金」を「特定就職困難者コース助成金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第55号)第1条の規定による改正前の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第2項に規定する特定就職困難者雇用開発助成金(以下この項において「国の助成金」という。)の支給の対象とされた高年齢者を雇用した事業主であって、当該高年齢者を国の助成金の支給対象期間の満了後も引き続き雇用し、又は雇用していたものに係る改正後の第3条の規定の適用については、同条中「特定就職困難者コース助成金」とあるのは、「特定就職困難者雇用開発助成金」とする。

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月27日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市火災予防条例施行規則(昭和37年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条に見出しとして「(標識又は表示板等)」を付し、同条第1項の表中「充てんする」を「充填する」に、「旨表示した」を「旨を表示した」に改め、同条第3項及び第4項中「掲示板は、」を「掲示板は」に改める。

第2条の2に見出しとして「(指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画の提出)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第2条の3 条例第42条の4第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの設備が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第42条の4第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第2条の4 条例第42条の4第3項の規則で定める公表の手続は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、インターネットを利用した閲覧の方法により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要があると認める事項

第3条に見出しとして「(防火対象物の使用開始の届出)」を付する。

第4条に見出しとして「(火を使用する設備等の設置の届出)」を付する。

第5条に見出しとして「(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)」を付し、同条中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改める。

第6条に見出しとして「(指定^と洞道等の届出)」を付する。

第7条に見出しとして「(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)」を付する。

第8条に見出しとして「(タンクの水張検査等の申出等)」を付する。

第9条に見出しとして「(委任)」を付する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年6月27日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第13号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項及び第4項を次のように改める。

3 前項に規定する契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第1号に掲げる契約にあっては、管理者が特に必要があると認めるときは、同号に定める期間以外の期間を定めることができる。

- (1) 別表第4の1の項から6の項まで及び9の項に掲げる契約 1年間
- (2) 前号に掲げる契約以外の契約 当該契約の締結の日から解約の日まで

4 前項第1号に掲げる契約にあっては、当該契約の期間が満了する日までに管理者及び使用者の双方が契約の更新について異議を述べないときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、使用者が契約の変更を求めるときは、原則として当該契約が満了する日の2箇月前までに管理者に申し出なければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に締結している金沢市ガス供給に関する規程別表第4の7の項、8の項及び10の項から12の項までに掲げる契約の期間は、改正前の第27条第3項の規定にかかわらず、改正後の第27条第3項第2号に定める期間とする。

平成29年(2017年)6月27日 印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)6月27日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地		